

第 7 日 目 (12月11日) (月曜日)

議事日程

- 第 1 提案要旨の説明
- 第 2 議案第64号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 3 議案第65号 平成29年度波佐見町一般会計補正予算 (第 5 号)
- 第 4 議案第66号 平成29年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 5 議案第67号 平成29年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 6 議案第68号 平成29年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 7 議案第69号 平成29年度波佐見町上水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第 8 議案第70号 平成29年度波佐見町工業用水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第 9 議案第71号 旧波佐見町立中央小学校講堂兼公会堂修復工事請負契約の変更について
- 第 10 議案第78号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 11 議案第77号 波佐見町長議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 12 議案第79号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 13 議案第72号 平成29年度波佐見町一般会計補正予算 (第 6 号)
- 第 14 議案第73号 平成29年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 15 議案第74号 平成29年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 16 議案第75号 平成29年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 17 議案第76号 平成29年度波佐見町上水道事業会計補正予算 (第 2 号)

第 18 閉会中の継続調査申出について

(総務文教委員会、産業厚生委員会、議会運営委員会)

第7日目(12月11日) (月曜日)

1. 出席議員

1番	城後	光	2番	横山	聖代
3番	三石	孝	4番	北村	清美
5番	脇坂	正孝	6番	百武	辰美
7番	中尾	尊行	8番	石峰	実
9番	尾上	和孝	10番	川田	保則
11番	太田	一彦	12番	堀池	主男
13番	藤川	法男	14番	今井	泰照

2. 欠席議員

なし

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局長	中村	和彦	主任書記	樋口	晶子
--------	----	----	------	----	----

4. 説明のため出席した者

町長	一瀬	政太	副町長	松下	幸人
総務課長	村川	浩記	商工振興課長	澤田	健一
企画財政課長	前川	芳徳	税務課長	朝長	哲也
住民福祉課長	山口	博道	健康推進課長	本山	征一郎
農林課長兼 農業委員会事務局長	朝長	義之	建設課長	楠本	和弘
水道課長	堀池	浩	会計管理者兼 会計課長	諸隈	三恵子
教育長	中嶋	健蔵	教育次長	福田	博治
給食センター所長	林田	孝行	総務課長 総務班係	松添	博
企画財政課 財政管財係長	坂本	昌俊			

午前10時 開議

○議長（今井泰照君）

皆さん御起立ください。おはようございます。

ただいまから平成29年第4回波佐見町議会定例会第7日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

日程第1 提案要旨の説明

○議長（今井泰照君）

日程第1. 提案要旨の説明を求めます。

町長。

○町長（一瀬政太君）

おはようございます。

この度、国において特別職を含む国家公務員の給与改定が行われたことから、それに準じ、議員報酬及び特別職の給与並びに一般職の職員の給与改定について、関係する予算の補正及び条例改正の追加提案を行うものであります。

議案第72号 平成29年度波佐見町一般会計補正予算（第6号）は、今回550万円を追加し、補正後の予算の総額を60億1,350万円といたしております。

議案第73号 平成29年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、今回4万8,000円を追加し、補正後の予算の総額を19億8,570万円といたしております。

議案第74号 平成29年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、今回11万円を追加し、予算の総額を13億3,763万円といたしております。

議案第75号 平成29年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、今回30万7,000円を追加し、予算の総額を3億3,408万1,000円といたしております。

議案第76号 平成29年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第2号）は、今回収益的収入及び支出のうち、支出に32万円を追加しております。

議案第77号 波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例及び議案第78号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例並びに議案第79号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、給与等を改定するためにそれぞれ条例の一部を改正するものであります。

以上で提案要旨の説明を終わりますが、詳細については審議の折に説明いたしますので、慎重に御審議の上、適正なる御決定を賜りますようお願いいたします。

日程第2 議案第64号

○議長（今井泰照君）

日程第2. 議案第64号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について内容説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

それでは、議案第64号 専決7号について御説明を申し上げます。

平成29年度波佐見町の一般会計補正予算（第4号）につきまして、平成29年9月28日付で地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分しましたので、その承認を求めらるるものでございます。

平成29年度波佐見町一般会計補正予算（第4号）は、次の定めるところによります。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれに800万円を追加し、歳入歳出それぞれ60億5,200万円とするものでございます。

歳入歳出の補正については、以降説明を申し上げます。

これは、平成29年10月22日執行の衆議院議員選挙に要する経費とその財源について補正をしたものでございます。

6ページをお願いいたします。

歳入14款、3項、1目。総務費委託金でございますが、衆議院議員選挙費として800万円の補正を行っております。

続きまして、7ページをお願いいたします。

歳出でございます。衆議院議員選挙に係る諸費用につきまして、それぞれの項目に必要な経費を計上させていただいております。1節。報酬71万1,000円、それから3節。職員手当362万4,000円とそれぞれ必要経費を計上させていただいております。

以上、審議のほうよろしくをお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

7ページをお願いいたします。

こちらで、時間外手当とか書いてあるのもございますが、現在のところの職員の時間外手当の時給は幾らになるかということと、それと立会人さんの時給、これが幾らになるか、済みません、この2点です。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

職員手当の時間外勤務手当でございますけれども、これはそれぞれ職員の給料の額が違いますので、給料額に基づいて一定の算出に基づいて時間の単価を算出をいたすこととなりますので、ちょっと平均のところは算出をいたしておりません。

それから、立会人の手当についてでございますが、立会人さんの手当については、時間の810円ということになっております。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第64号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第65号

○議長（今井泰照君）

日程第3. 議案第65号 平成29年度波佐見町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

それでは、議案第65号 平成29年度波佐見町一般会計補正予算（第5号）について御説明を申し上げます。

平成29年度波佐見町の一般会計補正予算（第5号）は、次の定めるところによります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,400万円を減額いたしまして、歳入歳出それぞれ60億800万円といたします。

それから、債務負担行為の追加につきましては、第2表債務負担行為補正によります。

地方債の補正につきましても、第3表地方債補正によるものでございます。

5ページをお願いいたします。

第2表の債務負担行為の補正でございますが、追加といたしまして、第10次波佐見町基本計画書印刷製本事業について、期間30年度までということでは80万円の限度額で補正を計上いたしております。これは、町の第9次基本計画が平成29年度までとなっておりますので、30年度から34年度を期間といたします第10次の基本計画の見直し作業を進めております。3月中には振興計画審議会の審議を受け、答申を受けた後に、計画書の印刷業務に事業を進めてまいりたいと思っております。次年度に印刷をしようとするものでございます。

それから、2番目の株式会社日本政策金融公庫が長崎県林業公社に対しますこれらの債務負担行為につきましては、林業公社が借り受ける2種類の資金について、長崎県が行う損失補償に対して行う本町の補填分についてでございます。期間、限度額については記載のとおりでございます。

6ページをお願いいたします。

第3表地方債の補正でございますが、変更といたしまして、区画整理事業の限度額を1億800万円から5,770万円に変更いたします。これは西ノ原土地区画整理事業の事業費を当初3億円の事業費を計上しておりました。これを1億5,000万円に減額したことによりまして、その財源とした地方債もあわせて減額するものでございます。

9ページをお願いいたします。

歳入でございます。1款、1項、1目、町民税の個人住民税でございますが、今回1,850万円の増としております。これは給与農業等の課税所得の伸びによりまして補正を行うもの

でございます。

次ページをお願いいたします。

1款、2項、1目。固定資産税でございますが、これで508万8,000円の増額補正を行っております。これは当初予算で見込んでおりました徴収率98%が現状で98.5%の徴収率向上が見込めるということで、増額補正を行っております。

次のページをお願いいたします。

次は、11款、2項、1目。民生費負担金でございますが、1節の社会福祉負担金で老人ホーム入所者費用負担金でございますが、これはひさご荘等におきます入所者の増による負担金の増で、146万4,000円の増額補正でございます。

次に、12ページの13款。国庫支出金から16ページの14款。県支出金までは、それぞれの事業費の増減に伴いまして、所定の率や額によりまして変更となる所要額について計上しております。

19ページをお願いいたします。

16款。寄附金の1項、2目。ふるさとづくり応援寄附金でございますが、今回6,388万7,000円を増額補正をいたしまして、合計の1億388万7,000円といたしております。これは返礼品の充実、それからポータルサイトを増やしまして寄附額の増を図っておるところでございます。目標としておりました1億円を突破しようというふうな勢いがございますので、今回この補正を計上させていただいております。

次に、21ページをお願いいたします。

20款、1項、3目。土木債でございますが、先ほど申し上げましたが、西ノ原区画整理事業の事業費の減額によりまして、今回5,030万円の減額補正を行っております。

続きまして、歳出につきましては、主だったものにつきまして担当課長が御説明を申し上げますが、引き続き、私、企画財政課所管のものについて御説明を申し上げます。

23ページをお願いいたします。

2款、1項、5目の財産管理費でございますが、このうち15節の工事請負費でございますが、旧金山坑口の落下防止工事といたしまして137万7,000円の増を行っております。これは昨年の坑口調査におきまして新たに発見した坑口の落下危険防止対策を行うものでございます。

同じく15目のふるさと納税管理費でございますが、全体で6,388万7,000円の補正を行って

おりますが、先ほど歳入で申し上げましたように、寄附額の増加がっておりますので、これに伴います返礼品等の報償費、それからそれに係る事務的な役務費、それからふるさと納税に係ります事務委託料、それから基金として積み立てます積立金について、それぞれの節において金額を計上させていただいております。トータルで6,388万7,000円ということになります。

それから16目の定住促進事業費でございますが、これも今回1,233万5,000円の増額補正となっております。これは当初見込んでおりました件数よりも、現在、町内の状況を見てみますと、かなりの新築件数あるいはそういったものが見込まれるということで、新たに33軒の増加が見込まれるということで、このような金額となっております。

詳細につきましては、8節の報償費、これは定住奨励の商品券、それから19節の定住奨励金といたしまして1,087万5,000円というふうな内訳になっております。

企画財政課は以上です。次、住民福祉課をお願いいたします。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

続きまして、住民福祉課関係の補正の説明をいたします。

30ページをお開きください。

3款、1項、2目の老人福祉費、20節、扶助費の養護老人ホーム入所措置費957万円の増額でございますけれども、先ほど企画財政課長が申しておりましたけれども、今年度、養護老人ホームに入所されている方が、当初からしますと5名ほど増えておりまして、保護措置の予算不足から今回補正をするものでございます。

次の3目、障害者福祉費、20節の扶助費、日常生活用具給付費におきまして103万円の増額補正をいたしております。これは障害者の方が日常生活を営む上で必要になる装具等の利用が今回ちょっと伸びておりまして、予算不足になっておりますので、その分の補正をかけております。

次のページです。3款、1項、6目、臨時福祉給付費、23節、償還金、利子及び割引料742万8,000円の増額としておりますけれども、これは過年度年金生活者等支援臨時福祉給付金の返還金ということで、28年度の実績報告に伴いまして臨時福祉給付金の補助金について返還が生じたための措置でございます。

次のページをお願いいたします。32ページ。

3款、2項、1目。児童福祉総務費の19節。負担金、補助及び交付金で165万円の増額補正をいたしておりますけれども、この主なものといたしまして、一時預かり事業費補助金で157万1,000円の補正をいたしております。これは認定こども園におきます一時預かり事業の利用見込み児童数の増によるものでございます。

次の2目。児童措置費の20節。扶助費939万2,000円の増額補正といたしておりますが、主なものといたしまして、障害児通所支援給付費829万4,000円。これにつきましては、児童発達支援とか保育所等訪問支援、あるいは放課後等デイサービスなど利用人数、利用回数の増が見込まれたために補正をするものでございます。

その下の障害児相談支援給付費100万2,000円の増としておりますが、これも相談支援に係ります利用者、利用回数の増によるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（今井泰照君） 健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

引き続きまして、健康推進課所管分について説明いたします。

30ページをお開きください。

3款、1項、1目。社会福祉総務費では、28節。国民健康保険事業特別会計操出金を837万円減額しております。これは交付税措置される財政安定化支援分が減額されたことに伴うものです。

以上で健康推進課所管分の説明を終了いたします。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

それでは、農林課関係の補正につきまして1点だけ御説明を申し上げたいと思います。

34ページをお願いいたします。

6款、1項、2目。農業総務費の中で、時間外勤務手当の110万ということでございますが、これにつきましては、今年度棚田サミットを開催したということでの職員の時間外勤務でございます。今回、ほとんどの職員の皆さんが棚田業務に關与していただいて、御協力をしていただいたところですが、事務局職員が4名、それと夜間の準備あるいは当日初日の夜間の業務等々を含む時間外の予算を計上させていただいております。

以上です。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

続きまして、商工振興課関係を御説明いたします。

35ページをお願いいたします。

7款、1項、2目、21節. 貸付金でございますけれども、中小企業振興資金貸付預託金750万円を減額しまして、創業支援貸付預託金750万に組み替えているものです。これについては、親和銀行における創業支援貸付金が好調であり、預託額を確保するために組み替えを行ったものです。

続きまして、7款、1項、3目、19節. 観光タクシー活性化事業補助金100万円減額しておりますけれども、これについては、運行委託という形で13節に62万7,000円、タクシー会社へ委託として出すということで組み替えを行っております。

あと、それにあわせて、PRのためのポスター、チラシの作成を11節に、あと、運転手のスキルアップのためのいろいろな研修費用としまして5万6,000円、12節でそれぞれ組み替えているものでございます。

以上です。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（楠本和弘君）

それでは、建設課関係を御説明申し上げます。

37ページをお願いいたします。

8款、2項、3目. 道路橋梁改良費の17節でございますけれども、公有財産購入費につきまして、町道長原線の用地交渉が進みまして、その関係で用地費が不足しましたので、15節. 工事請負費を減額して、238万8,000円を増額しております。

次のページをお願いします。38ページです。

8款、4項、3目. 土地区画整理事業の22節. 補償、補填及び賠償金につきましては、内示額の減額に伴いまして、物件移転補償費を1億5,000万円減額をしております。

次のページをお願いします。39ページ。

8款、5項、1目の住宅管理費につきまして、シロアリ防除業務等が必要になったことから予算の組み替えを行っておるところでございます。

以上で一般会計補正予算（第5号）の説明を終わります。御審議のほどどうぞよろしくお

願いたいします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

堀池議員。

○12番（堀池主男君）

まず23ページですけれども、2款、5目の15節。工事請負費ですけれども、これ、旧金山の落下防止工事ということで、先ほどの説明では新たに見つかったってちょっと聞こえたんですが、まだしてないところがあるんじゃないかと思っておりますけれども、これが一番危険だったからここをしたということですか。

それと、あと一つは工事内容。例えば、落下防止をするために杭を打ちますね。どういう杭をして、どういう作業をして、あと一つは、何カ所あったか、1カ所だけなのか、この金額は。その3点をお願いします。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

お尋ねの金山坑口の落下防止工事137万7,000円についてでございますけれども、これ、毎年、金山の旧坑道跡の状況をうちの職員が全坑口を確認しておるわけでございます。それで、それに基づきまして、国のほうに御報告をしておるわけですが、昨年度の調査におきまして、これまで発見していなかった新たな坑口、恐らく通気口として使われたものであろうと推測はいたしますが、そういったものが1カ所発見されました。その坑口がかなり距離が山中の高いところにございまして、かなり運搬も大変なところでございますので、今まででございますと完全にコンクリートで閉塞をするというふうな工事をとっておりましたが、今回は強靱なネットによりまして坑口を塞ぐと。それから、囲いをネットフェンスで行うというふうな、そういった対策をとろうということで、相当の経費を計上しておりますが、さらに現地調査において、どの工法が安価でできるのか、あるいは耐久性があるのかということを検討しながら、この予算内で執行していきたいというふうに思っております。工事箇所としては、今回はこの1カ所についての工事費の計上でございます。

あと、どれくらいあと未整備の箇所かと申しますと、これは危険度に応じまして工事を行っておりますので、今、危険だと思われる箇所はこの1カ所かなと。ただし、毎年、状況によって坑口が広がったりする場合もございますので、そういった毎年の調査によって工事費

は計上させていただきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

脇坂議員。

○5番（脇坂正孝君）

23ページ、2款、1項、15目、13節の委託料、ふるさと納税事務委託料でございますけれども、寄附の予定額が約1億円に対しまして、委託料が932万7,000円と、ちょっと1割近くを占めてるわけですが、これの委託先と、それから委託の内容、これについてお伺いします。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

御質問がございました、ふるさと納税の事務委託料でございますけれども、大まかな概要を申しますと、今の寄附総額に対しての見取りといいますか、積立額といいますか、活用できる財源としては、大体当初は50ぐらいをとということでございましたけれども、現在は40%程度ということで、若干方針変更しておりますが、40%の有効活用財源とできるようになることで、そのためにはある程度の国からの方針も示されておりますが、返礼品の額を、率を約3割、それからその返礼品に伴います郵送費につきましては別途お支払いをするということでございますので、現在、件数もかなり上がってきておりまして、それに伴いますいろいろなこの事務と申しますのは、まず、ポータルサイトを通じて寄附の申し込みがございますが、その受付処理、それから、返礼品を送ろうとする事業者への連絡、それからその取り込み、収納、発送の確認、それから当然寄附者にとっては税額の控除を受けるような事務が必要でございますので、そういったものへの手続等につきまして、あらゆる事務について委託をしておるところでございまして、現在、率では寄附額の12%で契約をしております。これは標準的なものかというふうに思われます。

相手先については、年度当初におきましては、全国規模でございましたレッドホースコーポレーションというところでしてございましたが、これがやはり中央の業者でありますと、返礼品の商品開発にどうしても回らないと、うまく機動性がないということで、地元の業者にお願いをしまして、現在、返礼品の数が二百五、六十アイテムといいますか、増えまして、そういった数が増えることによって寄附額も増えてまいります。当然、返礼品は地元産品ということでございますので、その3割は当然地元の事業者の方に返っていくということで、

地域経済の活性化にもつながっているんじゃないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

19ページをお願いします。

こちらの16款の1項の寄附金で、2目のふるさとづくり応援寄附金の件なんですけど、今回も大変多い補正を上げられております。平均額としては寄附金がどのぐらいになっているのかということと、また、地域ですね。この寄附金をいただいている地域はどこが多いのか、それと最高額、これがわかれば3点お願いします。

もう一点です。済みません、39ページをお願いします。

これの8款、5項、1目、これの13節の委託料のシロアリ防除業務委託料というのがございます。これはどこの住宅がシロアリにやられたのか、そこも含めて御説明をお願いします。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

19ページのふるさとづくり応援寄附金についての御質問でございますが、12月7日現在の寄附件数が約3,600件、金額が約1億1,000万になっておりました。

どこの地区が多いのかと、やはり分析をできるようなシステムをつくっていただいておりますので、ちょっとのぞいてみましたら、東京が28%、神奈川が11%、それから大阪が9%です。そういったところで、47都道府県全てから寄附をいただいているという状況でございます。県内からも1.3%の割合で寄附はいただいているようでございます。

平均額はちょっと今手元にございませんですが、およそ2万から3万ぐらいになっておったかと。

最高額は幾らなのかと。一つ目玉商品も必要かなということで、まさか寄附はされないだろうということで130万の商品をつくっておったんですが、これが何とすぐに申し込みがございまして、そういった寄附があったと。最高130万円の寄附ということでございます。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（楠本和弘君）

39ページのシロアリ防除の業務委託料につきましては、協和団地の1棟と集会所というところであります。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

中尾議員。

○7番（中尾尊行君）

31ページの民生費をお願いいたします。

3目の20節、日常生活用具給付費の扶助費のところでございますけども、これをさっき説明があったんですけども、もう少し詳しく、どういった用具だったのか、あるいは件数、それと、ことしだけだったのか、ずっと続くもんか、今までもあったものか、そういったあたりもよろしくをお願いします。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

ただいまの御質問でございますけれども、3款、1項、3目の20節、日常生活用具給付費でございます。この内訳ということでございますけれども、主にはストーマ装具、いわゆる人工肛門とか人工膀胱の利用申請者がちょっと伸びてきていると。大体、利用者数は現在で34名ほどいらっしゃいます。それから、住宅改修費ですね。手すりをつけたりとかってことで、その住宅改修費も前年は一、二件だったのが、ことしは4件ぐらいということで、ちょっと数も増えております。それから、特殊寝台の利用申請も増えてきております。

そういったことで、ストーマの利用申請、住宅改修、特殊寝台等利用申請が去年に比べて数が増えてるということで、これが今後ずっと続くのかということなんですけど、この想定はなかなか年によって違いますので、ちょっとわかりにくい部分があります。

以上です。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

太田議員。

○11番（太田一彦君）

23ページをお願いします。

2款、1項、5目の13節、委託料、庁舎天井カセット型空調機洗浄業務委託料というのが

ありまして、55万1,000円もかかっています。これについてですが、もともとこの空調機っていうのはいかほどのものなのか。それで、これだけの金額をかけて洗浄しなければいけない理由みたいなところも含めてお知らせください。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

今回、この委託料として上げました理由は、まず箇所からいきますと、いわゆる増築をした新館側の部分の建物に設置をいたしております空調の室内に排出をする部分の機械でございますが、平成6年当時に改修をして以来、一切清掃はなされておりました。昨年の予算で旧館側の空調の設備を恐らく三十七、八年ぶりぐらいに清掃をやった経過がありますが、新館側につきましては昨年度実施できておりません。これもそういった経過もありまして、職員が幾分エアコンを使用する時期になってから、ぜんそくといいますか、せきをするとか、そういった体調の不良が発生をしたものですから、幾分そういったこれまでに蓄積をされたごみ等が排出をされているんじゃないかということで、業者に現状を見ていただいたところ、相当の汚れが出てきてますと、できればもう掃除をされたほうがいいということで、職員の健康管理のために今回実施をするものでございます。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

参考のために、これを買いかえた場合はどうなるのか教えてください。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

取替工事を実施した場合にはということですが、見積りをとったことはございませんが、恐らく数千万の費用がかかるんじゃないかというふうに思います。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

藤川議員。

○13番（藤川法男君）

38ページをお願いいたします。

3目の土地区画整理事業で相当な減額があっておりまして、当然ながら地方債も減額ということで、その内訳を見ますと、物件移転補償費がかなりありまして、ここは何軒ぐらいの

予定であったかということと、それと講堂の前の今、拡幅をしている道と、小堤から永田書店から来る道の計画がありましたけど、こういう半分ぐらいの減額になっておりまして、来年度も、例えばこういう減額がありますと、その完成年度が若干ずれるのかなと思っておりますけど、どういうお考えをお持ちかお願いいたします。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（楠本和弘君）

今、減額の物件の移転補償費の件数ですけど、正確にちょっと、今、手元に資料がございません。

先ほど言われました環状線の工事については、今後、事業費がこういった形で予算がつくかわかりませんが、少しずつ進めていくというふうなことしか言えないというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 藤川議員。

○13番（藤川法男君）

ちなみに、何年度が完成でしたかね。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（楠本和弘君）

申しわけございません。ちょっとはっきりした記憶というか、計画を把握しておりません。申しわけございません。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

川田議員。

○10番（川田保則君）

23ページの16目ですけれども、定住促進事業で、たしか33軒の予定というふうに聞こえたんですけれども、33軒の予定が実行されたとして、相乗効果というのはどのくらい見込んでいらっしゃるもんか、ちょっとわかれば教えてください。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

この33軒につきましては、町内の建築を担っている業者等の聞き取りによりまして、現在の進捗状況と、それから3月末までに完成見込みであるものを聞き取り、それから、町外の

業者が現在進行しておるところを、こちらが確認できるものについての件数でございますので、果たしてこれが3月末までにこの件数で済むのか、あるいは増えるのか、ちょっと未確定でございますが、現在の段階で私たちのつかみ得る資料では33軒だろうということで、その想定される軒数の家族構成であったり、あるいは町外の事業者さんなのか、あるいは転入者が町外なのか、そういったことを勘案しましたところでの積算額でございます。

そこでの波及効果はどうかと。現時点でははっきり言って未定と。ただ、転入者の中には加算措置として、子供がある場合については加算というものがございますので、そういった方での人口増といたしますか、そういったものは幾らかならうかと。それから、税についても、固定資産税あるいは住民税等の幾分か増額は見込めるのではないかなというふうに思っております。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

石峰議員。

○8番（石峰 実君）

18ページに財産の売払いがあつてはるわけですけど、これはどういうことで、どこなのかをお知らせください。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

これは、現在の法定外公共物といたしますか、昔でいいますと、赤線だとか青線だとかの里道、水路、そういったもの見込みでございまして、今、はっきりしておりますのは、宿、それから村木、志折等について協議がなされておるということでございます。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

横山議員。

○2番（横山聖代君）

42ページ、10款、教育費、1目、13節の32万、実施計画・工事監理業務委託料ってあるんですけど、その内容をお願いします。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

中学校の校舎棟の1階に身障者用のトイレをつくらうということで考えておりますが、これが長崎県の福祉のまちづくり条例に合致するようにつくらばいけないということになりましたので、ちょっと自前で私どもできませんので、設計業者に委託をするという費用でございます。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。答弁もないですね。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第65号 平成29年度波佐見町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第66号

○議長（今井泰照君）

日程第4．議案第66号 平成29年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

議案第66号 平成29年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますけれども、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ993万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億8,565万2,000円とするも

のです。

6ページをお願いいたします。

歳入でございますが、4款、1項、1目．療養給付費交付金に1,755万3,000円を増額しております。これは平成29年度、現年度分における退職被保険者分の療養給付費交付金の交付決定によるものでございます。

8ページをお願いいたします。

9款、2項、1目．一般会計繰入金から904万2,000円を減額しております。交付税で措置される財政安定化支援分の減によるものです。

14ページをお願いいたします。

歳出でございますが、12款、1項、1目．予備費に942万8,000円を追加しております。歳入側で生じた増額分を予備費にて調整したものです。

以上で平成29年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第66号 平成29年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第67号

○議長（今井泰照君）

日程第5．議案第67号 平成29年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

それでは、議案第67号 平成29年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますけれども、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ288万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,098万円とするものです。

6ページをお願いいたします。

歳入でございますが、3款、1項、2目．保健基盤安定繰入金に99万3,000円を追加しております。これは平成29年度分の交付決定により一般会計から繰り入れるものです。

7ページをお願いいたします。

4款、1項、1目．繰越金に前年度繰越金として188万7,000円を追加しています。

9ページをお願いいたします。

歳出でございますが、2款、1項、1目．後期高齢者医療広域連合納付金に99万3,000円を追加しています。保健基盤安定負担金の交付決定に伴うものでございます。

10ページをお願いいたします。

4款、1項、1目．予備費に188万円を追加しています。歳入での調整を行ったものです。

以上で平成29年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第67号 平成29年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第68号

○議長（今井泰照君）

日程第6. 議案第68号 平成29年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（堀池 浩君）

それでは、御説明いたします。議案第68号 平成29年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ146万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,377万4,000円とするものでございます。補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

債務負担行為の補正。第2条、債務負担行為の変更は第2表債務負担行為補正によるものでございます。

4ページをお願いします。

第2表、債務負担行為補正について、変更です。波佐見中央浄化センター及びポンプ場の維持管理業務委託料についてです。期間は、平成30年から32年度まで。限度額7,047万8,000円を、変更後の限度額5,799万8,000円とするものです。1,248万円の減額となります。これは、現在、浄化センター等の維持管理につきまして、民間の専門業者に3年契約で委託をしておりますけれども、本年9月で契約が満了となります。これまで同様、東彼杵町と共同でコスト削減を図った技術管理型のプロポーザル随意契約方式により、更新契約を行って減額

となったものです。

それでは、歳入歳出補正予算の内容について説明をいたしますので、7ページをお願いいたします。

2番、歳入について。4款、1項、1目。一般会計繰入金、補正額138万5,000円の減額です。これは、今回、歳入歳出補正予算計上に伴い減額するものです。

次ページをお願いいたします。

4款、2項、1目。上水道事業会計繰入金、補正額8万4,000円の減額で、補正後を491万3,000円とするものです。上水道事業会計繰入金の減によるものです。

9ページをお願いいたします。

歳出ですけれども、1款、1項、3目。処理場管理費、補正額146万9,000円を減額するものです。先ほど説明をいたしましたけれども、浄化センターの維持管理業務委託の契約更新による減額を計上しております。

次ページの公債費については、財源の組み替えとなっております。

以上で説明を終了いたします。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

9ページをお願いいたします。これの1款、1項、3目です。先ほど、浄化センターの維持管理業務委託料というところで、契約更新になったので安くなったということでちょっとお話されました。これは、契約更新ごとにやっぱりずっと安くなっていくものなんですか。

○議長（今井泰照君） 水道課長。

○水道課長（堀池 浩君）

ただいまの御質問ですけれども、これはたまたま安くなったということで、うちが予算をしておりました額よりも安く落札したということですね。予定額よりも低かったということです。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第68号 平成29年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。11時10分より再開します。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 議案第69号

○議長（今井泰照君）

次は、日程第7. 議案第69号 平成29年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（堀池 浩君）

それでは、議案第69号 平成29年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

第1条、平成29年度波佐見町上水道事業会計の補正予算（第1号）は、次の定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正。第2条、平成29年度波佐見町上水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入についての補正はございません。

支出について。第1款. 水道事業費用、補正額6万8,000円を増額し、補正後2億7,679万6,000円とするものです。今回の補正は、材料費の減額と人件費等の補正となっております。6ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出について。支出ですけれども、1款、1項、1目. 原水及び浄水費の補正を31万6,000円の減額をするものでございます。主なものとしては、材料費の使用減による補正50万円があります。

4目. 総係費38万4,000円を増額で、補正後5,779万3,000円とするものです。主なものは、手当、福利費等の人件費の増によるものです。

なお、補正予算給与明細については4ページから5ページに記載をしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第69号 平成29年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第70号

○議長（今井泰照君）

日程第8．議案第70号 平成29年度波佐見町工業用水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（堀池 浩君）

議案第70号 平成29年度波佐見町工業用水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

第1条、平成29年度波佐見町工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次の定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正。第2条、平成29年度波佐見町工業用水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。

収入について補正はございません。

支出ですけれども、第1款、工業用水道事業費用で第1項の営業費用の補正を29万増額します。補正後を1,437万5,000円とするものです。

2ページをお願いいたします。

資本的支出の補正。第3条、平成29年度波佐見町工業用水道事業会計予算第4条に定めた資本的支出の予算額を次のとおり補正する。資本的支出318万円の財源は、過年度分損益勘定内部留保金を充てるものとする。

支出について。第1款、第1項、建設改良費、補正額126万9,000円を増額し、補正後を318万円とするものです。

今回の補正は、工業用水の内ノ波水源用地の取得に係る補正となっております。

5ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の支出ですが、1款、1項、1目、原水及び浄水費、補正額29万円の増で、補正後を1,437万5,000円とするものです。用地取得に伴う分筆登記の委託料となっております。

次に、資本的支出の支出の部分ですが、1款、1項、1目、固定資産購入費、補正額126万9,000円の増で、補正後を318万円とするものです。水源用地購入によるものでございます。これは、工業用水の水源地として折敷瀬郷の内ノ波の土地にボーリング調査を平成22年12月

に行っており、それからずっと水源用地を借地しておりましたけども、その分の土地所有者と交渉がうまくいまして、今回買収となっております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第70号 平成29年度波佐見町工業用水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第71号

○議長（今井泰照君）

日程第9. 議案第71号 旧波佐見町立中央小学校講堂兼公会堂修復工事請負契約の変更に
ついてを議題とします。

本案について内容説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

議案第71号 旧波佐見町立中央小学校講堂兼公会堂修復工事請負契約の変更に
ついてでございます。

平成28年9月13日付で請負契約を締結した旧波佐見町立中央小学校講堂兼公会堂修復工
事について、別紙のとおり変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定に

より議会の議決を求めるものでございます。

変更理由につきましては、本件は、旧波佐見町立中央小学校講堂兼公会堂修復工事において、工事内容に変更が生じたため、変更契約を締結するものでございます。

別紙をごらんください。

契約の目的は、先ほど申しました修復工事でございます。

契約金額は、変更前の契約金額は1億6,200万円ちょうど、今回の増額が1,143万2880円、変更後の契約金額を1億7,343万2,880円とするものでございます。

契約の相手方は、株式会社小佐々建設でございます。

皆様のほうには、主だった変更点の図面をお配りしているかと思えます。

この工事は、工期を平成28年9月13日から平成30年5月31日までとしており、耐震補強を基本に、耐震工事で扱う部分とあわせて、本物件が登録有形文化財であることから、今後の長期使用を見据えて、耐震補強工事に伴う箇所と躯体に影響を及ぼさない箇所について、現在の意匠及び雰囲気を極力変えないことで修復を進めてまいりました。

それでは、変更の主な概要について御説明をいたします。

まず、工事といたしましては、大きく建築工事、それから電気工事、施設工事に大別をして積算をしております。

まず、建築工事では、主になる木工事で天井補修や腐食が著しかった胴差しの補強などが増加いたしまして約380万円の増。

左官工事では、壁の補修面積の増と内部漆喰塗りの下地が石膏ボードから木摺りというものへの変更がございまして、そういったものの増。

それから、講堂内の大きな柱12本がございしますが、この補修の追加と、こういうことによりまして、左官工事で約350万円の増。

それから、外構工事といたしまして、ステージ床下に背面地からの水の流れ込み等が見受けられましたので、そういったもので腐食を早めるおそれがあるために、側溝やコンクリート舗装を追加して約200万円の増。

それから、解体工事におきまして、瓦の一部に石綿が使われて混入している部材がございましたので、その処分費などにより約70万円の増。

それから、電気工事におきましては、屋根裏の点検照明器具の追加やその他数量の変更によりまして、約60万円の増となっております。

これらの工事価格の増加が合計で1,058万6,000円、これに係ります消費税が86万4,880円でございますので、合計の1,143万2,880円の増となるものでございます。

以上で説明を終わります。どうぞ御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

太田議員。

○11番（太田一彦君）

この工事に伴って、変更前の工事請負金が1億6,200万円とありますが、当初、私、この修復工事自体がもうちょっと金額かかるなというイメージがありました。まず、当初の部分からこの金額になった状況と、今回、12月7日に議員全員で見学させていただきましたが、胴差しの部分とか先ほど説明が詳細にわたってあったわけですけども、いつの時点でそれが発覚したのか、その時点で臨時議会等を開いて議会に知らせるべきではなかったかというのも私考えたんですけども、その辺はどうだったのか。この工事にずっと至るまで随分時間がかかったなというイメージがあります。

それと、アスベストの問題なんですけど、瓦を剥いでみたら、要するにコンクリート瓦ではなくてアスベストがあったというお話でした。これ、発覚したときに、アスベストの工事自体は適切に行われたのかどうか。要は、地域住民の方に被害が及ばない程度に、どのような形で工事をされたのか、そういうところも含めて説明をしていただきたいと思います。

それからもう一つ、これは最終的にはトイレの工事もされると思います、別で。大体、これはどのように計画されているのかということと、トイレ工事自体がどれぐらいかかるのかということも含めてお知らせいただきたいと思います。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

この改修工事につきましては、平成28年度の予算におきまして、まず工事請負費がトータルで1億9,440万円、それから施工監理費につきまして864万円、合計で約2億300万円の総事業費ということで継続費の計上で皆様に御決定をいただいたところでございます。その中で、工事費につきましては、先ほど申し上げました1億9,440万円でございますが、やはり状況といたしますか、毎年物価等、あるいは現場をもう一度さらに詳細を業者においてさせました。それから、単価等の見直し等も行わせて、実際、発注する段階では、細部の調査によ

りまして、約1億7,400万円、およそでございますが、1億7,350万円程度の入札前の価格でございます。これを落札率93.4%で1億6,200万円での請負業者が落札したという経緯でございます。

先ほどおっしゃったように、それぞれの箇所があった時点で議会に臨時議会を開いて報告をすべきではないかというふうな御指摘ではございますが、工事を進めている段階では、やはり進める段階によってそれぞれの変更箇所がございます。例えば、こちらが10予定しておいた数量があるいは11になったりとか、あるいは9だったのが8になったりとか、それぞれ変更がございますので、その都度に議会を開きながら変更をするということは非常に非効率であろうかと思いますが、ただし、いろいろな機会において、内容について、議会においてはもう少し説明を丁寧にすべきだったかなというものは反省点であろうかと思えます。

やはり、それぞれ数量を変更いたしますと、私たち、この積算につきましては専門的ではございませんので、業者に委託をしておりますので、毎回毎回変更をかけて積算をするということになりますと、またその分費用が余計にかかりますので、そういったものを鑑みますと、ある程度全体の事業費がつかめるような、数量がつかめるような段階において業者に積算をお願いして事業費を算出していただくと。また、これからも5月までの工期、あと5カ月残っておりますので、そこで大きな変更がないような数量のつかみ方をさせていただいて、工事費の算出をさせていただいたという経緯でございます。

それから、瓦に含まれますアスベスト、石綿アスベストでございますが、このアスベストの種類も5種類から6種類ほどいろいろの種類があるようでございまして、これを施工中に、やはり業者のほうから、ほとんど見た目はセメント瓦なんですけども、若干、危険性があるのではないかなというふうな指摘が現場の中から出てきましたので、早速その資料を取り寄せて専門機関に検査を発注いたしました。そうしましたら、飛散をするような、例えば表面に被覆をしてあるような状態ではございませんで、中に材料として一部混ぜ込んであるものですから、工事中に飛散をするというふうな危険性はございませんが、万全の体制をとりながら工事の施工はさせていただいたというところでございます。

そういったことで、周辺の住民の皆様にはお知らせまでは、業者のほうからしたかどうかはちょっと確認はしておりませんが、逆に不安をあおることにもなりかねませんので、そこまでしたか、私のほうで確認をしておりません。行政サイドとしてはしていないというのが事実でございます。

それから、トイレにつきましては、本工事とは別途設置する予定ではございますけれども、その位置やあるいは形状等について十分今の講堂とバランスがとれたものにしないといけないというのがございますので、現段階でまだ、設置するという事は決めておりますが、まだどのようなものにするというところまで至っておりません。ただ、この講堂に関して非常に興味をお持ちの団体であるとか、あるいはそういった方々の意見を今聴取しているところでございますので、そういったものもいろいろ反映させながら、この講堂にマッチしたトイレというものに仕上げていきたいなということで思っております。当然ながら、まだ事業費についてもつかんでないというところがございます。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

脇坂議員。

○5番（脇坂正孝君）

追加工事を必要とするというふうなことで、まずその発生年月日っていうのははっきりわかりますか。原因は、ちょっと今お聞きしたようなことかと思っておりますが。

それから、第2点でございますけれども、変更工事1,143万2,880円、これの基礎となる見積書または入札書等の徴取の年月日、それから徴取された業者数、契約の方法、契約年月日、こういったことでお知らせをお願いします。

第3点ですけれども、変更工事の今の追加工事の着工年月日と、それから進捗状況、以上について御説明をお願いします。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

まず、それぞれの工事箇所の追加工事の発生年月日でございますけれども、正確に把握はしてありませんが、それぞれ現場の進捗、毎月、工程会議というものを発注者側、請負者側、それから施工管理者が集まりまして、それぞれ現場の確認と現在の進捗率の確認と今後の工法については毎月行っております。そういう段階で、今の現設計状況では不都合が生じるであろう部分については、その時点で現場の指示をして変更をするように進めておりましたので、それぞれの工事についてはいつだったかというのははっきり申し上げられませんが、屋根につきましては恐らく5月、梅雨時期には変えられないということで、それ以降だったというふうに確認しておりますが、今年度に入ってからと、それぞれあります。

それから、見積り方法と。これは一連の工事でありますので、別途発注はいたしておりません。当然、この工期の中でありますので、それぞれの施工単価、あるいは材料単価につきまは、施工監理業務を委託しております業者において、適正な見積もりを徴取しながら設計額に反映をさせていただいておるというところでございます。

それから、もう一点は、変更工事はそれぞれ現場での施工管理、工程会議を施工しながらの進め方でございますので、その協議後にそれぞれ材料の確認等をしながら進めてきたというところでございますので、一つ一つの工事についてどの地点で施工したのかは、この場ではちょっと私のもとで発表は差し控えさせていただきたいと思っております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○5番（脇坂正孝君）

ということは、例えばある工事、必要箇所が見つかったというときには、それぞれ工程会議といったものを開きながら、ではそこはこうこうこういうふうには修復をしてくれと、そういうふうな指示を出されたということになりますかね、今の。私の考えとしては、そういったものをある程度集めて、この1,100万に至るまで、そしてその時点で集約したものを仮契約して、この議案として出して、可決後、正式契約にして着工に至るべきだと、そのように考えますが、いかがでございますか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

工事の発注は1本でございますので、それぞれ別途発注しておれば、それぞれについて発注をすれば、逆に5,000万以下の工事であれば議会にもかける必要はないわけでございますので、工程の中で別途発注というのは若干厳しいものがあるかと思っております。一連の工事の中で請負業者を選定しながら工事を進めているわけでございますので、それぞれの工事について契約を結ぶというのは逆に不合理かというふうに思います。不経済であろうかと思いません。

そういった中で、この工事として一本契約をしておりますので、工事の内容については当然、現場は状況によっては変わるわけでございます。特に、今回のように建物の修復内部におきましては、一度剥いでみらないとわからないという部分は多々出てまいります。じゃあ、1枚剥いでここが変更になったから、じゃあ変更お願いしますと。例えば今回1億6,200万が次の変更で1億6,300万にします、また変更があつて1億6,800万にしますと。毎回毎回、

工事箇所の変更がある都度に議会を開くようであれば、非常に不都合でございますし、その都度、業者において工事をとめさせて議決まで待つというふうなスタイルをとるようであれば、逆に工事現場に非常に混乱をもたらしますし、あるいは、今、非常に建設現場におきましては、技術員の確保というのが大切でございます。これで一月あるいは数週間休ませて、技術員が来ないという状況であれば、さらに工期が延びるというふうな不都合も生じます。そういったことによりまして、ある程度の工事の量が把握できた段階で変更を行うということで今回に至ったわけでございますので、ぜひ御理解をお願いしたいというふうに思います。

○議長（今井泰照君）

ほかに。

三石議員。

○3番（三石 孝君）

今、お話を聞いてますと、工程会議の中でそういう問題が出てきた。あわせて工事をしようじゃないかと。しかし、今回、議案として提案されてる部分は、自治法の96条の1項第5号ですな、ここに書いてあるということは、議案の決議を求められた案件ですよ、議会の決議を求められた案件でございます。というのが、実際、12月7日に現場のほうに議会のほうは視察といいますか、現場を確認しに行きました。現場の責任者においては、この案件が発生したのは本年の4月から5月、工事完了したのは7月から8月というふうにおっしゃってる。もう実際これはここに今回議案として上がっておりますけれども、専決をされたんじゃないですか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

契約の専決はいたしておりません。工事での指示はいたしております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

契約での専決はしてないけど、工事の専決はしたと。じゃあ、契約なしに工事のほうの部分についてはオーケーを出すという行為についてはどのようにお考えになるのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

これは、先ほど申しましたように、全て変更のオーケーを議会が出すまで工事をストップする、あるいは待たせるということであれば非常に不都合が生じます、先ほど申したようにですね。地方財務実務提要という中でそういったものがないのか調べてみましたが、工事部分に変更があったとしても、直ちに工事を中止をして、変更議決があるまで待つ必要はないものと判断しますというふうな例示も示されておりますので、やはり行政を運営する段階において、あるいは工事の施工段階においては、先ほど申しましたように、もう少しその都度その都度変更があった時点で議会の皆様には御説明をすべき点があったかというふうに反省はいたしますが、今回の議案として提出させていただきますものは、今回妥当であろうというふうに判断をいたしております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

その間に、4月、5月に発見がされて、いろんな形で出てきた分を毎月工程会議をやっておられると。いろんなことで変更せざるを得ない部分というのはその都度現場の業者の方たちからも上がってきたと思います。その間、9月の議会もあつてますし、発見されたのはその内容について、今の時点まで待つ必要もなく、詳細ははっきりわかってきたと思います。なおかつ、7月28日には臨時議会も開催されております。こういう議会があつているのは事実なので、その都度という議会の臨時議会の招集とかおっしゃいますけど、実際その中で定期で議会もあつとるのに、今、ここに至ってこの案件を出されるっていうこと自体、本来あるべき行政においても、全てにおいて議会と執行部においても適正手続というのが重視されるべきです。それを抜きにして、現実的に工事が施工され、継続され、変更されというのが現状になっている部分については、当然納得はできませんし、その状況によりましては、やはりしっかりした適正手続を進めてもらいたいというふうに思います。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

確かに議員お説のとおり、その出た段階で、それぞれ今まで定例会、臨時会開かれておりますので、議案として提出すべきであったかなというふうに思いますが、先ほど申したように、一度変更すると、これ、私たちでは積算ができませんので、また業者のほうに積算をお願いして変更を行うと。さらにまた次の議会のときに変更を行うとなれば、当然そこら辺に大きな負担といたしますか、新たな財政支出も出てくるわけでございます。やはりその点を鑑

みれば、ある程度の工期は残しておりますので、もう少し早目に出した方がよかったのかなという感じはしますが、ある程度の全体工事費がつかめた段階で出したところでございます。

ただし、大きく基礎が変わるとか構造そのものが変わって、建物あるいは構築物が全然、当初説明したものと変わってくるというようなものであれば、当然、議会のほうにも臨時議会を開きながら大きく工事内容が変わるということは提案すべきだったというふうには思いますが、今回の場合は、そういった構造部材の増加だったり減少だったりというもので、構造そのものが大きく変わるというものではございませんし、当初議会において議員の皆様において、非常にこの施設が住民の利便に供する施設ということで議決をいただいたわけですから、それが不自然な建物というものではございませんので、ぜひその点は御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

百武議員。

○6番（百武辰美君）

私は建設業者の出身ですので、業者的な考え方もわかるんですが、今の条例でいきますと5,000万以上で議会の議決ということになってると思うんですが、この条例をもう少し見直していただいたほうが、こういうやりとりがないのかなと思う。というのは、建設現場の業者の立場で言いますと、工事がとまるのが一番業者的には不都合があるんです。今の職人が少ない中で工期ぎりぎりのところで、ちょっと待ってくださいって、議会にかけんばけんということなんです、そういうところが工事の完成をおくらせることになりますので。

それと、県あたりいけば工事額の1割程度は変更で処理をされとります。そういうところも、この5,000万がどうなのかというところがありますから、1億6,000万で1億1,100万ですから、行政的にはそう大きな変更ではないのかなっていう気もしますんで、その辺の制度的なものをもっと少し研究されて、ある程度のところは担当課のほうで処理できるようなシステムをつくられたほうがいいと思うんで、その辺に関してはいかがですか。今の制度が工事の進捗とか管理に影響を与えることはあってないんですか。その辺をお尋ねをいたします。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

ただいま御指摘をいただきました、いわゆる条例の運用あるいは条例の改正等についての

考え方でございますが、ただいま議会のほうにも少し、議会事務局のほうと協議をいたしまして、自治法の180条関係に関する事で、専決ができる事項についての検討をしていただいております。その中でも、議会の議決に付すべき工事の契約締結に関する事、この部分についても幾分項目が入っております。ただし、その数字的なものがどの程度のものが適当なのかというところは、今後、条例の制定の中の審議の中で議論をいただくことでございますので、今回は1,100万を数字を超える数字の変更に係る分の議案ということでございましたので、変更契約をするときに議会の同意を得るべき金額がどの程度までが適当なのか、その辺のところも今後議論をしていただくということになろうかと思っております。今の条例関係については、現在、進行中で、検討をしているという状況がありますので、その点については御理解いただきたいと思います。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

藤川議員。

○13番（藤川法男君）

関連でありますけど、7月、8月が一応完成をしたということで、今、議員がおっしゃった1割ぐらいという、じゃあ、3億だったら3,000万でもいいかということになりますんで、やはりある程度は早目にお知らせをしていただいて、当然ながらその工期期間が長引けば長引くほど近いところで補正を出せばいいんでしょうけど、しかし、今のお話を聞いておきますと、9月議会までには一応完成はしたということをお聞きしておりますんで、もう少し誤解がならんようにお知らせもしていただいて、今後、こういう追加工事に関して、私たちもまた研究をせんばいかんし、また、行政の皆さんも誤解を生じない方法を検討していただきたいと思っております。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

今の藤川議員の中で、7月ぐらいに完成をしたというような、9月ぐらいですかね、お話でございますが、まだ完成はしておりませんし、当然、いろいろ検査しながら、修復もこちらから指示をしなくてはいけない部分もございます。ですから、こういう議論の中で9月ぐらいに完成したというふうな誤った情報が広まるのが非常に私たち困りますので、そういったものはございませんので、その点は1点訂正をさせていただきたいと思います。

御指摘のように、その都度こういった箇所が少し変わりますよという御説明は、今後の事業におきましては、ぜひ議会の中に丁寧に説明をしていくような段取りを踏みたいというふうに思います。

それから、私たちが通常、大きな重要変更という捉え方をする場合は、契約の場合では大体2割以上とか、事業内容においては、工種がそもそも変わるものということについては、重要な変更というふうに捉え方をしておりますので、今回の場合につきましては、金額の多寡では申し上げられませんけれども、大体7%程度の増額という割合になっております。

○議長（今井泰照君） 藤川議員。

○13番（藤川法男君）

先ほど私が間違っておりましたけど、こういうふうな誤解を生じるときもありますんで、ぜひとも適正なときに適正な御判断をお願いいたします。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

御指摘のとおり、今後、十分議会のほうにも説明をしてまいりたいというふうに思います。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○1番（城後 光君）

今回、そもそもいろんな形で議員の中でも不信感が出た部分は、やはり実施設計の段階で、古い建物の修復ですので、もう少し具体的に中身を剥ぐって出る問題とか、金額をかけても調査をすべきだったという可能性があるところだと思うんですね、ちょっと不信感を持っているのは、というのが、今は歴史文化交流館（仮称）の改修の工事もこれから始まります。そこにおいても、多分同じ問題が起きてくる可能性があるんです。旧屋ですので、中をめくってみないと修復すべき部分が見つからなかったという懸念がありますので、今回の教訓というか議論になってる部分を踏まえて、今後のそういう新しい建物ではない場合、古い建物を改修する場合には、もう少し議会と慎重に会話を進めていくような、今回をいい教訓にさせていただければと思うんですけど、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 副町長。

○副町長（松下幸人君）

今回につきましては、先ほどから担当課長申し上げておりますように、議会に対しても説明不足であったのかなというふうに思っております。これを反省して、今後はそういう情報

を密に議会のほうにも報告して進めてまいりたいと思います。

城後議員おっしゃったように、また歴史文化交流館というのも計画をしておりますので、特におっしゃるように、修復ということになれば、そういうのが出てくるんですね。ですから、これを教訓に、できるだけそういうことのないように今後進めてまいりたいと。新しくつくるってなれば、そういうことはないんでしょうけども、こういう修復ということになればそういうものが出てきやすいですので、これを教訓に進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

堀池議員。

○12番（堀池主男君）

先ほどから議員のほうから出ました。私も企画財政課長が言われた臨時議会をしてから云々って言われたけども、9月の議会もあつとるし、その後も全協でもよかったわけで、過去のことと言えば、総合文化会館の基礎の工事も追加で出とりました。そして、東小学校とか、そしていろんなところがずっと出てきております。そして、一番新しいのは仮称の文化交流館が出たわけで、そのずっと前は副町長が担当の課長ばされとるときですか、岩峠のあればリースにするちゅうて、ぽって出されたもんですから、否決されたと。覚えとっでしょう。いまだかつてできとらんですよ。あれは議会に何にも言わずにぽって出したから、そういうふうになった。今回もそういうふうですよ。そいけん、私は議会を軽視しとっちゃないかなと思うとると。一応、そういうことですから、もうちょっと真剣に議会にも報告したりしてもらいたいと思います。

以上です。

○議長（今井泰照君） 副町長。

○副町長（松下幸人君）

決して議会を軽視しているつもりではございませんが、結果的にそう捉えていたとあれば非常に残念なことであります。今後はそういうことがないように進めてまいりたいと思いますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

三石議員、反対討論ですか。

○3番（三石 孝君）

はい。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

私は、議案第71号 旧波佐見町立中央小学校講堂兼公会堂修復工事請負契約の変更について反対の立場から討論を行います。

まずもって、今までの経緯を聞いていますと、手続的な重視が全くされずに、現実的には実質的に専決した行為の内容が報告されております。こういう形で、全てはこういう適正手続を無視した形の行政が行われますと、いろんな形の諸問題についても、大きくなった時点で問題が出てくるが多々あります。そういう意味からしましても、私は議会であっても行政であってもデュープロセス、適正手続が最大の基点となるものだと思っております、基礎となるものだと思っております。そういう意味から、今回におかれましても、この工事契約の変更につきましても反対をし、今後、それに基づいて適正な手続をとっていただきたいというふうに思います。

以上で反対討論を終わります。

○議長（今井泰照君）

次に、賛成討論を行います。

討論はありませんか。

百武議員。

○6番（百武辰美君）

私は、議案第71号 旧波佐見町立中央小学校講堂兼公会堂修復工事請負契約の変更について賛成の立場で討論を行います。

先ほど、担当課から御説明ありましたような内容で1,143万2,880円の増額の御提案をいた

できました。そもそも5,000万以上の工事は変更時に議会の承認を得るということですので、一つはまだ工事中であるということ、工事については、建設工事の場合は必ず変更があるというのが前提でございますから、その範囲内で1,100万ということを出されたことでしょうか、私は適正な変更の金額であるし、時期についても若干先ほど担当がおっしゃいましたように、少し遅かれという気はなきにしもあらずですが、まだ工期内ということで、適正な変更の提案だということで賛成の討論をいたします。

以上でございます。

○議長（今井泰照君）

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第71号 旧波佐見町立中央小学校講堂兼公会堂修復工事請負契約の変更に
ついてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手多数でございます。したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。午後1時より再開いたします。

午前11時57分 休憩

午後1時 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10 議案第78号

○議長（今井泰照君）

日程第10. 議案第78号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題

とします。

本案について内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

それでは、議案第78号について説明をいたします。

議案第78号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例。

町長及び副町長の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

提案理由でございます。

人事院による特別職の国家公務員の給与の改正に関する勧告に準じ、特別職の職員の給与について所要の改正を行うものである。

次ページの別紙をごらんください。

町長及び副町長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条、第2条中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第2条、第2条中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附則。施行期日等、この条例は公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。ただし、第2条の規定は平成30年4月1日から施行する。

期末手当の内払い。2、改正前の町長及び副町長の給与に関する条例の規定に基づいて、平成29年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなす。

改正の中身につきましては、最後のページの議案78号資料をごらんいただきたいと思います。

今回の改正の内容につきましては、期末手当の改正でございます。現在、支給月数を年額3.25月となっているものを3.30月、0.05月分増やすものでございます。

改正条例は、1条と2条の項目となっておりますが、第1条では29年度に支給すべき期末手当の率を、6月は1.55月改正はございませんが、12月期の期末手当を1.700を1.750、それから第2条では平成30年度の4月1日以降の期末手当については、6月期を1.550を1.575、12月期を現行1.700を1.725とするものでございます。

実施時期については、第1条が本年の12月期の期末手当でございますが、公布の日から、

適用は29年4月1日から。第2条関係は、来年度以降、30年度以降の期末手当については平成30年4月1日から施行するというものでございます。

新旧対照表もございますので、参考までにごらんをいただきたいと思いますが、附則の中で、第2項には改正前の云々の表現がございますが、12月1日が基準日でございますので、既に12月1日分については、もう支給が済んでおります。したがって、この差額分については、内払いとみなすということでございますので、本条例が可決後、差額分が支給をされるということになります。

以上が議案第78号の内容でございます。よろしく御審議方お願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第78号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第77号

○議長（今井泰照君）

日程第11. 議案第77号 波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

それでは、議案第77号について説明をいたします。

議案第77号 波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。提案理由でございます。

現下の社会経済情勢等を踏まえ、特別職の職員の給与改定に準じ、所要の改正を行うものである。

次ページの別紙をごらんください。

波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条、第5条第2項中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第2条、第5条第2項中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附則は、先ほどの議案第78号の内容と同様でございます。

本議案の一番最後のページをごらんいただきたいと思います。

議案第77号資料、波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の内容でございます。これも、先ほどの町長、副町長と同様でございます。年間の期末手当の支給月数を3.25から3.30、0.05月分増額するものでございまして、29年度中の措置、30年度の30年4月1日以降の措置は町長、副町長と同様でございます。なお、実施時期についても同様でございますので、説明は割愛をさせていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議方お願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

反対ですか。賛成ですか。

○3番（三石 孝君）

反対です。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

私は、議案第77号 波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例に反対する立場で討論をさせていただきます。

まずもって、この年間の支給月数の3.25月分から3.30月分のコンマ05月分の増加についても、現下の社会情勢等を踏まえてという提案理由がございますが、やはり安倍政権における経済政策は妙味あるものがございます。ところが、波佐見町におきましては、やはり中央の景気が好転している流れというのは、まだまだ町内には浸透してない状況でございます。その中でも、県下の21市町の所得ランキングというのが出ております。これによりますと、2010年から2016年までの7年間、波佐見町の所得については最下位でございます。こういう状況の中において、議員報酬を上げるというふうなことについては反対でございます。

まずもって、私たちも予算がない、予算がないということで、多くの町民の皆様方の御希望に沿うような予算交渉をやっておりますが、なかなか予算がないの一点張りで実を結ぶことができません。そういう意味から、ここに来て私たちの期末手当等の増額というのはやるべきではないということ趣旨としまして、今回の議案に対しましては反対いたします。

以上です。

○議長（今井泰照君）

賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第77号 波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手多数であります。したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第79号

○議長（今井泰照君）

日程第12. 議案第79号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

それでは、議案第79号について説明をいたします。

議案第79号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

提案理由でございます。

人事院による国家公務員の給与の改正に関する勧告に準じ、一般職の職員の給与等について所要の改正をするものであります。

次ページのお願いいたします。2ページでございます。

一般職の職員に関する条例の一部を改正する条例。

今回の改正条例も2条立ててございまして、第1条、一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。第2条、第2項中の文言、それから附則第1項中の文言、それからその下に別表1を次のように改めるといふ文言でございます。

一番最後の20ページの資料をごらんいただきたいと思っております。

今回の一般職の職員の給与の改定に係る内容でございます。まず1番目が、本年度の給与改定についてでございます。まず給料表、これは月例給でございますが、人事院勧告は民間給与との格差平均で0.15%、631円を埋めるための改定ということで、一般職、高卒、大卒初任給を1,000円、若年層も同程度の改定を行うということになっておりまして、給料表の改定の幅は1級で500円から1,000円、2級で400円から1,000円、3級で400円から1,000円、4級で400円から900円、5級で400円から900円、6級では400円から800円ということございまして、幾分若年層の給料表の改定に重きが置かれております。

二つ目が、期末勤勉手当の改定でございまして、実質は勤勉手当の改定になっております。

年間の支給月数を4.30月から0.1カ月分増やしまして、4.4カ月分とするものでございます。改正条例も2条立てにいたしております、改正条例第1条では29年度の勤勉手当について0.85月、これはもう支給済みでございますが、これを0.95月で支給する。第2条では、30年4月1日以降の勤勉手当を6月、12月それぞれ0.05月分増やしまして、0.90とするものでございます。

なお、3番目に書いております55歳以上の職員で6級在職者の職員につきましては、これまで給料月額1.5%減額措置があったわけですが、その制度そのものも廃止となっておりますので、準じまして本町の条例も廃止ということでございます。改正条例の第2条では、附則の第8項から第11項を削除をいたしておりますが、この1.5%削減措置分の廃止の措置をいたしております。

大きな2番目の実施時期につきましては、給料表は本年平成29年の4月1日に遡及をして適用をするということ、それから、期末勤勉手当につきましては29年の12月分にまず0.1カ月分増をして遡及して適用する、30年4月1日以降に0.05月分ずつ増やして改定をするという措置の施行になっております。

それから、8ページ以降には新旧対照表、それから、新しい給料表もつけておりますので、参考にごらんをいただきたいと思っております。

以上が議案第79号の内容でございます。以上で説明を終わります。御審議方よろしく願います。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第79号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第72号

○議長（今井泰照君）

日程第13、議案第72号 平成29年度波佐見町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

それでは、議案第72号 平成29年度波佐見町一般会計補正予算（第6号）について御説明をいたします。

一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ550万円を追加し、歳入歳出それぞれ60億1,350万円とします。今回の補正は、先ほど決定いただきました3件の条例改正に伴いまして、議員報酬あるいは職員の給与、手当等の人件費の補正の編成を行っております。

6ページをお願いいたします。

今回の補正に伴う財源といたしまして、9款、1項、1目、地方交付税の特別交付税で550万円の増という補正を行っております。

次に、7ページ以降の歳出につきましては、今回の給与等の改正に伴いまして、各款、項、目におけます所要の額をそれぞれ計上させております。

それから、あわせまして、8ページでございますけれども、8ページの2款、1項、7目の交通安全対策費として、この人件費の補正にあわせまして、地区から要望がございました交通安全施設設置工事につきまして、工事費の33万2,000円を増額しております。

それぞれの人件費につきましては御参照いただければというふうに思います。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

三石議員。

○3番（三石 孝君）

8ページです。今、御説明がありました総務費の総務管理費の交通安全対策費の中身ですけど、詳しく御説明をください。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

今回、補正をいたしております交通安全施設設置工事に関してでございますが、各地元から要望があった事項でございます。中尾郷におきますポストコーンの設置、それから三股におきましては、路面における速度表示の工事、それから井石郷におきましては、カーブミラー等の設置を予定をいたしております。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第72号 平成29年度波佐見町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

日程第14～17 議案第73号～議案第76号

○議長（今井泰照君）

日程第14. 議案第73号 平成29年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）から日程第17. 議案第76号 平成29年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第2号）までを一括議題とします。

本案について内容説明を求めます。

健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

それでは、議案第73号 平成29年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億8,570万とするものです。

今回の補正は、先ほど一般会計でもございましたけれども、先ほど可決しました条例を反映したものとなっております。

内容につきましては、6ページ以降に記載をしておいております。

以上で、平成29年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

引き続きまして、議案第74号 平成29年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億3,763万円とするものです。

これも、先ほどと同様に、先ほど可決しました条例を反映したものとなっております。

内容につきましては、6ページ以降に記載をしておいております。

以上で、平成29年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

○議長（今井泰照君） 水道課長。

○水道課長（堀池 浩君）

それでは、議案第75号 平成29年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,408万1,000円とするもので、補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

今回の補正は、給与改定に伴う給与及び人件費の補正となっております。

詳細については、6ページ以降に掲載しております。

続きまして、議案第76号 平成29年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第2号）につい

て御説明いたします。

第1条、平成29年度波佐見町上水道事業会計の補正予算（第2号）は、次の定めによることによる。

収益的収入及び支出の補正。第2条、平成29年度波佐見町上水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入はありません。

支出について。第1款. 水道事業費を32万円を増額し、補正後2億7,711万6,000円とするものです。

今回の補正は、先ほど同様、給与改定による給与及び人件費の補正となっております。

詳細及び給与明細については、4ページ以降に掲載しております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第73号 平成29年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号 平成29年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号 平成29年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号 平成29年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

日程第18 閉会中の継続調査申出について

○議長（今井泰照君）

日程第18. 閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

総務文教委員長、産業厚生委員長及び議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（今井泰照君）

異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、本定例会までに受理しました陳情書1件につきましては、配付にとどめるので御了承願います。

これで本日の日程は全部終了しました。

以上で本日の会議を閉じます。

平成29年第4回波佐見町議会定例会を閉会します。

午後1時29分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員